

第七十三回
帝國議會
貴族院

社會事業法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

社會事業法案

商店法案

簡易生命保險法中改正法律案

委員氏名

委員長

公爵岩倉

具榮君

副委員長

子爵實吉

純郎君

侯爵德川

義親君

伯爵柳原

義光君

關屋貞三郎君

子爵米田

國臣君

子爵富小路隆直君

松井

茂君

男爵千田

嘉平君

中川

健藏君

下村

宏君

男爵加藤

成之君

男爵山根

健男君

田所

美治君

若尾

璋八君

瀧川

儀作君

細田安兵衛君

出光

佐三君

昭和十三年三月十二日(土曜日)午前十一時三十分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) 是ヨリ開會致シマス、社會事業法案、商店法案、簡易生命保險法中改正法律案ニ付キマシテ厚生大臣ヨリ御説明ヲ御願ヒ致シマス、木戸厚生大臣

大臣

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) ソレデハ只今議題トナリマシタ三法案ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、先ヅ第一ニ社會事業法案ニ付テ提案ノ理由ヲ御説明致シマス、我

ガ國ノ現下ノ時局ハ極メテ重大デアアルコトハ申ス迄モアリマセヌノデアリマスルガ、殊ニ今後事態ノ發展ニ伴ヒマシテ、各種ノ社會問題ガ發生シ、之ガ對策ノ必要ナルコトハ今カラ想像スルニ難カラスノデアリマス、仍テ政府ハ事變中乃至事變後ニ於ケル社會施設ノ擴充ヲ期スル爲ニ、一面ニ於キマシテハ社會立法ノ整備ニ努ムルト共ニ、他面公私社會事業ノ發達ヲ圖ル必要ノ緊切ナルモノガアルト考ヘテ居ルノデアリマス、御承知ノ如ク、社會事業ノ施設ハ、近時漸ク増加發達シテ參リマシテ、之ガ成績ニ於テモ相當見ルベキモノガアリ、其ノ國民生活

ニ及ス效果モ極メテ重要トナツテ參リマシタ、併シナガラ之ヲ事業經營ノ見地ヨリ見マスルナラバ、未ダ不完全ナ點モ少カラズ、殊ニ最近ノ經濟事情ノ影響ヲ受ケテ、事業ノ積極的進展ヲ要スベキ際ニモ拘ラズ、却テ經營難ニ陥テ居ルモノモ相當多イノデアリマス、而シテ之ガ助成監督ノ方法ハ、從來救護法、少年救護法、職業紹介法、公益質屋法、其ノ他特別ニ法律ノ定メアルモノヲ除ク外、未ダ法制的ニ確立セラレルニ至ラナカッタノデアリマス、從ッテ一般ノ社會事業ニ付テモ之ガ助成及監督ノ方法ヲ制度化スルコトハ、政府ノ夙ニ其ノ必要ヲ痛感シテ居タ所ナルノミナラズ、一般ニ於テモ最近屢々其ノ要望ガ出テ來タノデアリマス、政府ニ於テハ今回は等ノ事情ニ鑑ミマシテ、殊ニ前段申上ゲマシタ時勢ノ要求ヲ察シマシテ、本法案ヲ提出スルコトニ致シマシタ、而シテ本法案ニ於テハ、事業助成ノ方策トシテ、國庫補助及免稅ニ關シテ規定シ、其ノ指導監督等ニ付若干ノ規定ヲ設ケルト共ニ、社會事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲中央地方ニ於ケル社會事業委員會設置ニ關スル規定ヲ設ケマシタ、今本法案ノ要旨ニ付テ

申述ベマスルナラバ、先ヅ第一ニ、本法案ノ適用ヲ受ケル社會事業ノ範圍ニ付テデアリマス、本法案ハ原則トシテ公私社會事業ノ全部ヲ其ノ對象トシタノデアリマスガ、例外トシテ他ノ法律勅令ニ依リ行ハル、事業、其ノ他目的規模其ノ他ノ事由ニ依リ本法ヲ適用スルコトヲ適當トセザルモノニ付テハ、本法ノ適用ナキコトトシ、此ノ旨勅令ニ於テ規定スル積リデアリマス、第二ニ、社會事業ノ保護助成ニ關スル規定デアリマスガ、政府ハ社會事業ニ對シテ、豫算ノ範圍内ニ於テ相當ノ補助金ヲ交付シ、事業ノ財政的基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ、社會事業ノ用ニ供スル土地建物ニ付テハ地方稅ヲ免除スルヤウニ致シ、以テ經費ノ負擔輕減ヲ期シマシタノデアリマス、第三ニハ、社會事業ノ指導監督ニ關シ若干ノ規定ヲ設ケマシテ、即チ社會事業ヲ開始シ、又ハ廢止スル際一定ノ届出ヲ爲サシムルコトトシタルガ如キ、社會事業ニ對シ地方長官ハ監督上必要ナル調査又ハ指示ヲ爲シ得ル旨ヲ明カニシタルガ如キ、地方長官ハ社會事業ノ施設ニ收容セラレタルモノノ處遇上必要ナル時ハ、建物又ハ設備ノ改良ヲ命ジ得ル

規定ヲ設ケタルガ如キ、主務大臣ハ社會事業ノ經營者ガ法規ニ違反シ、又ハ著シク不當ノ行爲ノアツタ場合、事業經營ヲ禁止、若シクハ制限シ得ル旨ヲ規定シタルガ如キ是デアリマス、尙寄附金ノ募集ハ從來警察令ノ取締ヲ受ケテ居リマシタガ、今回社會事業ニ關スル寄附金ノ募集ハ、本法案ニ於テ統一的ニ取締ラスルヤウニ致シ、是ガ爲ニ若干ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、是等ノ取締ハ固ヨリ社會事業ニ對シ單ニ嚴重ナル制限監督ヲ加ヘムトスルモノデハナク、社會事業ノ信用ヲ保持シ、以テ其ノ發達ヲ助長セムトスル趣旨ニ外ナラスノデアリマス、第四ニ、地方ノ狀況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テ、社會事業ノ施設ヲ充實シテ、事態ニ對シ遺憾ナキヲ期スル爲、主務大臣ハ道府縣又ハ特別ノ市ニ對シ社會事業ノ經營ヲ命ジ得ル途ヲ開キ、又社會事業ノ機能ヲ一層效果的ナラシムル爲、地方長官ハ適當ナル社會事業ノ施設ニ對シ、保護ヲ要スル者ノ收容ヲ委託シ得ル旨ノ規定ヲ致シマシタ、尙社會事業委員會ニ付キマシテハ、先ニモ一言致シマシタガ、中央ニ中央社會事業委員會ヲ設ケ、主務大臣ノ諮問機關トシテ、本法ニ依リ其ノ職務ニ屬セシメラレタル事項ノ外、社會事業ノ全般ニ亙リ調査

審議ヲ爲サシムルコトトシ、又道府縣ニ於テモ實情ニ應ジ、地方長官ノ諮問機關トシテ、此ノ種ノ委員會ヲ設ケ得ル旨ヲ特ニ規定シ、以テ全國的ニ、又地方的ニ社會事業ノ振興發達ヲ圖ルト同時ニ、之ヲ通ジテ社會事業ノ連絡統制ニモ資スルコトト致シマシタ、尙本法所定ノ義務ノ履行ヲ確保スル爲ニ、特ニ必要ト認ムル事項ニ關シマシテハ、罰則ヲ設ケマシテ、本法ノ趣旨徹底ヲ期シタ次第デアリマス、以上ハ本法ノ要旨ニ付テ説明申上ゲタノデアリマスルガ、最後ニ本法案施行ニ要スル經費ハ五十三萬八千二百五十圓ヲ來年度豫算ニ計上シテアリマス、何卒御審議ノ上速カニ協賛ヲ與ヘラレシコトヲ御願ヒ致シマス、次ニ商店法案ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、我が國ニ於ケル商店ノ營業時間ハ概シテ冗長不規律デアリマシテ、閉店時刻ガ午後十時、十一時ヲ超ヘルモノガ少クナイノデアリマス、又休日制ノ如キモ未ダ一般ニ普及シテ居ナイノデアリマス、此ノ點ハ商店ニ働イテ居ル者ノ保健衛生上甚ダ遺憾トスル所デアリマス、最近ノ壯丁ノ體格ヲ見マシテモ、商業ニ從事シテ居ル者ガ有業者中最モ體格ガ劣テ居ルノデアリマス、斯様ナ狀態デアリマスノデ、現在ノヤウナ冗長ナ營業時間ヲ適當ニ

制限シ、又商店使用人ニ對シ、毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與ヘ、以テ保健衛生ノ保護ヲ圖ルコトハ、現下ノ情勢ニ鑑ミ極メテ必要デアルト考ヘル次第デアリマス、然ルニ從來我が國ニ於キマシテハ勞務者ノ保護ニ關スル法律ト致シマシテハ、工場法トカ、鑛業法トカ、主トシテ工場ヤ鑛山等ニ働イテ居ル者ニ限ラレテ居リマシテ、商店ニ働イテ居ル者ニ付テハ何等保護法規ガ及ンデ居ナイノデアリマス、當局ハ夙ニ此ノ點ニ鑑ミマシテ、是等商店ニ働イテ居ル者ノ保護ヲ圖リタイト考ヘテ、調査研究ヲ續ケテ居タノデアリマスガ、此ノ程成案ヲ得マシタノデ、本法案ヲ提出シタ次第デアリマス、本法案ノ内容ニ付テ其ノ概要ヲ申上ゲマス、次ノ如キモノデアリマス、第一ニ適用範圍ヲ申上ゲマス、法規ヲ以テ商店ノ營業時間ヲ制限スル必要アリマスノハ、主トシテ市街地デアリマスルカラ、本法ハ市ニ付キマシテハ總テ之ヲ適用スルコトト致シマシタ、町村ニ付キマシテハ市ト隣接シテ居ル爲ニ、是ト不當競争ヲ生ズル虞アルモノニ付テ主務大臣ガ之ヲ指定スルコトト致シテ居リマス、本法ノ適用ノアリマスノハ物品販賣業及理容業ヲ營ム店舗デアリマス、而シテ右ハ營利ヲ目的トスルト否トヲ

區別スベキ理由ガアリマセヌノデ、營利ヲ目的トセザル物品販賣又ハ理容ノ事業ヲ爲ス店舗ニモ之ヲ準用スルコトト致シマシタ、併シ料理店、飲食店等ニ付テハ業體ノ性質上同様ニ制限スルコトガ困難デアリマスノデ、之ヲ本法ノ適用ノ外ニ置イタノデアリマス、第二ニ、閉店時刻ニ付テ申上ゲマス、本法ハ店舗ノ營業時間ヲ制限シ、以テ間接ニ商店使用人ノ保護ヲ圖ラムトスルモノデアリマス、而シテ本法ハ閉店時刻ヲ原則トシテ午後十時トシ、閉店時刻後顧客ニ對スル營業ヲ禁ジタノデアリマス、併シ閉店時刻前ヨリ店舗ニ在ル顧客ニ對スル營業ニ付テハ例外ヲ認メテ居リマス、尙負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ對シテハ閉店時刻後ト雖モ其ノ必要品ノ販賣ニ限り例外ヲ認メテ居リマス、閉店時刻ハ原則トシテ午後十時デアリマスガ、夜間特ニ殷賑ナル地域ニシテ、右ノ原則ニ依ラシメルコトガ著シク困難ナルモノニ付テハ、行政官廳ニ於テ之ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得ルコトト致シテ居リマス、而シテ右ノ繰延ヲ必要トスル地域ニ付テハ、命令ノ定ムル所ニ依リ關係團體ノ意見ヲ聽キ、之ヲ決定スルコトニ致ス豫定デアリマス、尙商店ハ年末、年始、中元、祭日等ニ

於テハ長時間ノ營業ヲ爲ス慣習ガアリマス
ノデ、其ノ必要ニ應ズル爲年六十日以内ニ
於テ閉店時刻ノ繰延ヲ認ムルコトトシ、更
ニ此ノ外特ニ臨時必要ニ依ル例外ヲ認メ實
際上ノ不便ナキヲ期シテ居リマス、第三ニ、
休日ニ付テ申上ゲマス、本法ハ使用人ニ
對シ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與フベキコ
トヲ定メテ居リマス、休日ハ營業其ノモノ
ヲ休止スル休業制ニ依ラシメルコトガ望マシ
イノデアリマスガ、法律ヲ以テ一律ニ休業セシ
メルコトハ之ヲ避ケタノデアリマス、第四ニ、
閉店時刻及休日ノ例外ニ付テ申上ゲマス、
興行場、博覽會場、停車場等ニ於ケル賣店
ハ、其ノ營業場所ノ關係上閉店時刻ノ制限
ヲ緩和スルノ必要ガアリ、而モ他トノ不當
競争ノ虞モ少イノデ、閉店時刻ノ例外許可
ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、第五ニ、大
商店ノ就業時間及休日ニ付テ申上ゲマス、
大商店ノ營業ハ繁忙緊張ノ程度ガ到底通常
商店ノ比デハアリマセヌノデ、年少者及女子
ニ付テハ工場法ト同様ノ趣旨ニ依リ就業時
間及休日ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、即
チ常時五十人以上ヲ使用スル大商店ニ於ケ
ル十六歳未満ノ者及女子ニ付テハ就業時間
ヲ一日十一時間以内トシ、休日ヲ毎日少ク
トモ二回ト定メタノデアリマス、尙年末、

年始、中元、祭日等業務繁忙ナル時期及臨
時必要ナル場合ニハ、一般商店ニ對スル
同様ノ趣旨ニ依リ就業ノ時間及休日ニ付キ
例外ヲ認メテ居リマス、第六ニ、交通機關
内ニ於ケル店舗又露店ニ關スル事項ニ付テ
申上ゲマス、本法ハ汽車汽船其ノ他ノ交
通機關内ニ於ケル店舗ニ之ヲ適用スルコト
ハ困難デアリマスノデ、之ヲ本法ノ適用ノ
外ニ置イタノデアリマス、次ニ露店ニ付テ
モ同様之ヲ本法ノ適用ノ外ニ置イタノデア
リマス、併シ露店ノ無制限ナル營業ガ本法
ノ適用ヲ受ケル商店ニ一種ノ不當競争トナ
ル場合ニ於テハ、行政官廳ハ露店ニ付終業
スベキ時刻ヲ定ムルコトヲ得ル規定ヲシテ
居リマス、以上ガ本法案ノ概要デアリマス、
何卒御審議ノ上御協賛アラントヲ望ミマ
ス、最後ニ簡易生命保險法中改正法律案ニ
付キマシテ簡單ニ御説明ヲ申上ゲマス、本
案ハ簡易生命保險ノ保險金額ノ制限ヲ、現
在ノ四百五十圓ヨリ七百圓ニ引上ゲル爲、
簡易生命保險法第四條ニ規定スル保險金最
高制限額ヲ七百圓ニ改正セントスルモノデ
アリマス、簡易生命保險事業ハ大正五年ニ
創始セラレテ以來、驚異的ナ發展ヲ遂ゲ、
現在總契約件數二千八百萬件、保險金總額
四十一億圓ヲ超エ、國民ノ三分ノ一以上ハ

本制度ノ利用者トナツテ居リ、時代ノ要求ニ
副ヒ、國民生活ノ安定上誠ニ重要ナ役割ヲ
果シツ、アルノミナラズ、他面十三億圓ニ
達スル積立金ノ運用ニ依リ、社會福祉上ニ
モ、國家財政上ニモ多大ノ貢獻ヲ致シテ居
ルノデアリマス、併シナガラ現在其ノ保險
金最高制限額ハ、僅カニ一人當リ四百五十圓
デアリマシテ、大正十五年ノ改正以來改メ
ラレテ居ナイ爲、社會經濟事情ノ變遷ニ伴
ヒ、現在ニ於テハ庶民階級ノ死後又ハ老後
ノ保險トシテ、本制度ハ其ノ效果ヲ十分ニ
ハ達成シ得ナイ情勢ト相成ツテ參ツタノデア
リマス、一面民營死亡保險ノ情勢ヲ見マス
ルニ、大部分ハ千圓以上ノ契約デアリマシ
テ、千圓未満ノ新契約件數ハ昭和十一年度
ニ於テ僅カニ八萬九千餘件、其ノ金額ハ四
千六百萬圓デアリマシテ、新契約ノ全體ニ
對比シマスル時ハ、前者ハ六「パーセント」
後者ハ一・七「パーセント」ト云フ有様デアリ
マス、從ツテ簡易保險ト民營死亡保險トノ中
間ハ極メテ大幅ノ間隙ヲナシテ居ルノデア
リマシテ、此ノ缺陷ハ官民何レカノ保險組
織ノ改正ニ依ツテ、補整スル必要ガアル次第
デアリマスガ、民間ノ保險會社デハ經營費
等ノ關係モアリマシテ、前述ノ計數ヨリモ
推測セラル、ガ如ク、千圓未満契約ノ募集

ニ對シテハ、概シテ消極的方針ヲ採ツテ居ル
狀態デアリマスノデ、此ノ缺陷ノ補充ハ、
ドウシテモ簡易保險ノ保險年金引上ト云フ
方法ニ依ツテ行フ外ハナイノデアリマス、又
一面ヨリ見マスルニ、是等ノ保險ニ加入ス
ル者ハ生活上餘裕ノ少イ人デアリマスカラ、
保險料ノ月掛集金其ノ他手續ノ簡便ヲ簡易
保險制度ヲ利用サセル方ガ妥當デアルト確
信セラル、ノデアリマス、以上ノ如ク庶民
階級ノ生活實情及保險事業ノ現狀ヨリ致シ
マシテ、簡易生命保險ノ保險金引上ハ緊要
ト相成ツテ居リマスガ、一面民營生命保險ニ
及スベキ影響ヲ考慮致シマス時ハ、餘リ急
激ナル引上モ行ヒ得マセヌノデ、諸種ノ事
情ヲ慎重考慮ノ上、引上限度ハ七百圓ト定
メマシタ次第デアリマス、而シテ此ノ程度
ノ保險金引上デアレバ、民營生命保險ニハ
左シタル影響ガナイモノト確信致シテ居リ
マス、尙本案ヲ實施スル結果ハ、軍需産業
ノ膨脹ニ伴ヒ、收入ノ増加ヲ見テ居ル勤勞
生活者ニ對シ、勤儉貯蓄ノ美風ヲ助長シ得
ルト共ニ、他面積立金モ増加致シマスルノ
デ、公債ノ消化、産業資金ノ供給、公共福
利施設ノ擴充等、現下ノ國策遂行上色々
少カラヌ效果ヲ期待シ得ルト思フノデア
リマシテ、此ノ意味ニ於テモ簡易保險ノ保

險金引上ハ、此ノ際是非實行致シタイト存
ズル次第デアリマス、何卒十分御審議ノ上
御協賛アラントヲ御願致シマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 此ノ際申上ゲ

マスガ、政府當局ヨリ資料ガ御提出ニナッ
テ居リマスガ、此ノ外ニモ資料ヲ御要求ノ
方ハ此ノ際申出ヲ願ヒマス

○子爵富小路隆直君 衆議院ニ於テ御提出

ニナリマシタ資料デ、各案ノ審議ニ關係ノア
ル資料ヲ全部本委員會ニモ御提出ヲ願ヒタ
イト思ヒマス

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 承知致シマ
シタ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 質問ハ次回ヨ
リ御願ヒ致シマシテ、其ノ質問ノ順序ニ付テ
デゴザイマスガ、初メニ社會事業法案ニ付テ
致シマスカ、其ノ點チヨット御諮リ致シマス
○田所美治君 ドウゾサウ云フヤウニ御願
ヒ致シマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハサウ
云フコトニ致シマス、質問ハ次回ヨリ致シ
マスノデ、本日ハ此ノ程度デ散會致シタイ
ト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○伯爵柳原義光君 次回ハイツ御開キデス
カ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 月曜ノ午前十
時ヨリ開キマス、ソレデハ是ニテ散會致シ
マス

午前十一時五十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵岩倉 具榮君
副委員長 子爵實吉 純郎君
委員 伯爵柳原 義光君
關屋貞三郎君

子爵米田 國臣君
子爵富小路隆直君

松井 茂君

男爵千田 嘉平君

中川 健藏君

下村 宏君

男爵加藤 成之君

男爵山根 健男君

田所 美治君

瀧川 儀作君

細田安兵衛君

出光 佐三君

國務大臣

文部大臣兼 侯爵木戸 幸一君
厚生大臣

政府委員

厚生政務次官 工藤 鐵男君

厚生次官 廣瀬 久忠君
厚生參與官 山本 芳治君

厚生省豫防局長 高野 六郎君

厚生省社會局長 山崎 巖君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

厚生書記官 福本 柳一君

同 灘尾 弘吉君

保險院長官 進藤 誠一君

保險院總務局長 佐藤 基君